

八幡平市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施した結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和6年12月25日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 岩 根 修 象

記

第1 監査対象補助金等

- ① 市営牧野放牧・採草地指定管理
- ②-1 八幡平・安比二次交通バス運行事業補助金
盛岡八幡平間冬期バス運行事業補助金
- ②-2 八幡平市西根・松尾地区コミュニティバス運行事業費補助金
地域内幹線交通運行事業費補助金
- ③ 大更学童保育クラブ・大更第二学童保育クラブ・つどいの広場（たからっこ広場）施設
指定管理
- ④ 八幡平市商工振興対策事業費（経営改善普及事業及び運営と振興対策事業）補助金
八幡平市商工振興対策事業費（商工業担い手育成事業）補助金
八幡平市商店街活性化推進事業補助金
八幡平市商工振興対策事業費（共通商品券特典事業）補助金
八幡平市商工振興対策事業費（商工観光情報誌発行事業）補助金

第2 監査日程、場所及び団体名

日 時	対象補助 金等名称	監査区分	団体名 (担当課名)	監査会場
10月10日(木) 10:00～12:00	①	指定管理団体	新岩手農業協同組合 (農林課)	団体事務所
10月10日(木) 13:15～14:45	②-1	財政援助団体	岩手県北自動車(株) (商工観光課)	市役所 理事者控室
10月10日(木) 15:00～16:30	②-2	財政援助団体	岩手県北自動車(株) (まちづくり推進課)	
10月11日(金) 10:00～12:00	③	指定管理団体	特定非営利活動法人あそぼっこ (地域福祉課)	団体事務所
10月11日(金) 13:15～16:30	④	財政援助団体	八幡平市商工会 (商工観光課)	団体事務所

第3 監査執行者

監査委員 村 山 巧

監査委員 岩 根 修 象

第4 監査方法等

(1) 監査対象の選定

令和5年度において財政的援助等を与えている団体のうちから、監査委員合議により選定。

(2) 監査資料及び監査方法

財政援助団体等の監査の実施に当たっては、被監査団体から経営体制、事業の経営成績及び財政状態、歳入歳出決算及び現有財産の状況並びに補助金に関する書類等、監査の実施に必要な書類の提出を求め、必要に応じて市の担当職員から説明聴取し、監査調書等についての審査を実施するとともに、該当団体の責任者等から補助事業の実施状況、収支予算の執行状況及び補助効果等について説明を求めたほか、提示された会計経理にかかる諸帳簿、証書類及び収支計算書の照合確認による実地監査を行った。

なお、監査に当たっては次の点を主眼とし、八幡平市監査基準に準拠して実施した。

財政援助に係る監査事項

① 補助金の交付手続きに関すること。

ア 交付決定は、法令等の趣旨に基づき適正に行われているか。

イ 交付条件及び契約内容は適正か。

ウ 交付方法及び交付時期は適正か。

② 財政援助団体の事務事業の執行に関すること。

ア 目的に沿って事務事業が適正に実施され、十分効果が上げられているか。

イ 会計処理の内容は適正か。

ウ 事業報告書及び収支決算書は適正か。

公の施設の指定管理に係る監査事項

① 指定管理者の指定の手続きに関すること。

ア 指定管理者の指定は、法令等の根拠に基づき、適正・公正に行われているか。

イ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。

② 指定管理者の事務事業の執行に関すること。

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。

ウ 事業報告書は適正に作成されているか。

エ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されているか。

第5 監査の結果

監査の結果、各団体の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

(1) 特定非営利活動法人あそぼっこ

① 指定管理料の会計処理等について【注意事項】

令和5年度の法人全体の貸借対照表、損益計算書、活動計算書及び指定管理の歳出、歳入決算の状況書が提出されている。また、その基礎資料として事業別損益の状況表が添付されている。「事業別損益の状況表」を見ると指定管理業務と市からの受託管理業務に区分されているが、その勘定科目と上記貸借対照表、損益計算書及び歳入、歳出の決算書との金額に一部不整合が見られた。また、「事業別損益の状況表」では管理費の各勘定科目は合計で計上されているが、損益計算書の各業務への配分は合計であり、明細や配賦基準が示されていない。今後、事業費などは個別に正確に把握し、管理費その他区分が困難な勘定科目は適切な配賦基準を用いて指定管理業務と受託管理業務に配分し、両者の会計処理を明瞭に区分されたい。また、全体の貸借計算書、損益計算書は指定管理業務、受託管理業務を一覧できる表示を検討されたい。

(2) 八幡平市商工会

① 八幡平市商工振興対策事業（商工業担い手育成事業）に係る変更承認申請の時期について【指摘事項】

令和5年度の八幡平市商工振興対策事業（商工業担い手育成事業）について、当該補助金要綱第3条関係「別表第2」には、変更承認申請書の提出期日を「変更の理由が生じた日から起算して15日以内」と明記されているにもかかわらず、同会は、市に対して、事業が終了した後に、経費の配分の変更及び事業内容の一部変更を内容とする変更承認申請を行い、市は、これを容認して、変更承認通知を行っている。これは明らかに不適切である。当該事業は、子ども向け職業体験学習会事業と従業員交流定着促進事業の二つの事業種目で構成されているが、前者の事業においては出展事業者等の増に伴う経費の増額、また、後者の事業においては、令和6年3月21日に実施した研修会において、研修会終了後に交流会の開催を予定していたが、インフルエンザ等の感染症の流行に伴い、当該交流会の開催を中止したため、事業費に減額が生じたとして、令和6年3月27日付けで変更承認申請書を市に提出し、市は、同日付けで変更承認通知を行っている。本来、変更承認申請書は、事業内容を変更しようとする前に市に提出し、市から変更承認通知を受けた後に事業を実施すべきものである。今後においては、補助事業者である八幡平市商工会は、補助金交付要綱に規定する内容を十分に理解した上で、事前に担当課と相談・協議を行いながら、適切に補助事業を実施すること。また、商工観光課においては、八幡平市商工会を適切に指導し、適正な補助金の執行に努めること。

② 八幡平市商工振興対策事業費補助金交付要綱第2条関係「別表第1」について【指摘事項】

当該補助金交付要綱の第2条関係「別表第1」について、「補助額」欄に「商工会に対する県の補助金の額（当該年度交付決定額）の2分の1以内で市長が定める額」とあり、また、「種類」欄には「経営改善普及事業及び運営と振興対策事業」と記載されているが、「振興対策事業」（地域総合振興事業）に対する県の補助金は交付されていないにもかかわらず、市は補助金を交付している。このことについて、担当課である商工観光課の説明は、『「経営改善普及事業及び運営と振興対策事業」全体を1つの事業として捉えており、細目事業への標記補助金の配分は、県補助金の交付の有無に関わらず充当を認めている」とのことであるが、補助金交付要綱「別表第1」の記載内容を読む限りにおいて、同課の説明は合理性に欠けると言わざるを得ない。また、当該事業の「支出明細書」の事業区分欄を見ると、「経営改善

普及事業(県補助事業)」と「地域総合振興事業」は明確に分けて記載されており、前者には県補助金が充当され、後者には県補助金の充当はない。これは、別表に記載している「県の補助金の額(当該年度交付決定額)の2分の1以内で市長が定める額」と明らかに矛盾する。よって、同課の「全体を1つの事業として捉えている」との説明には無理がある。条文の内容を都合よく拡大解釈してはならない。

なお、監査の場において、同課の最終的な見解について、書面での提出を要請したところ、監査日の20日後に監査委員に提出された回答書には、「疑義が生じる事の無いよう、八幡平市商工振興対策事業費補助金交付要綱の改正を検討してまいります。」と記載されている。今後において、適切に補助事業を遂行するため、当該補助金交付要綱の一部改正を行うのが適当である。